

秋田市感染症予防計画(素案)の概要

秋田市

第1部 総論

■ 計画策定の趣旨

感染症の発生予防・まん延防止のための対策を講ずるに当たっては、感染症発生後の対応だけでなく、本市の実情等を踏まえ、平時から感染症対策に計画的に取り組む必要があることから、感染症対策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定

■ 計画の位置づけ

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第10条の規定に基づく感染症の予防のための施策の実施に関する計画

■ 計画期間

令和6年度～11年度（6年間）

■ 感染症対策の基本的方向性

- ① 感染症発生動向調査を適切に実施する体制整備等による事前対応
- ② 市民一人ひとりに対する感染症予防および治療に重点を置いた対策
- ③ 人権の尊重
- ④ 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応

■ 基本となる感染症対策

▶ 感染症の発生予防

- 感染症発生動向調査の適切な実施と予防接種の積極的な推進

▶ 感染症のまん延防止

- 入院等の対人措置と物件の消毒等の対物措置の適切な実施
- 積極的疫学調査のための体制の構築

第2部 新興感染症対策

■ 新型コロナウイルス感染症における対応と課題

- 検査体制、移送体制、自宅・施設内療養の支援体制、人材の養成および資質の向上、保健所体制のそれぞれについて、新型コロナウイルス感染症における対応と課題を記載

【主な課題】

- ✓ 検査に対応できる専門的な人材を十分に確保できなかった。
- ✓ 病床ひっ迫により、受入医療機関の調整がつかないなどによる搬送困難事例が発生した。
- ✓ 自宅療養者が療養期間中に受診を希望する場合、感染予防対策を理由に受診の受入れが困難であるという医療機関が多かった。
- ✓ 高齢者施設等と医療との連携が不十分で、適切な対応が行われないケースがあった。
- ✓ 感染の波ごとに保健所の業務量が増大し、保健所業務がひっ迫した。

■ 新興感染症に備えるための体制の確保

- 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、「新興感染症に備えるために重視すべき視点」を設定
- 検査体制、保健所体制の強化等の各項目について、目指すべき方向性、数値目標を記載

2ページ

3ページ

■ 新興感染症に備えるために重視すべき視点（秋田県感染症予防計画より）

計画では次の4つを「新興感染症に備えるために重視すべき視点」として位置づけ、関係者が一丸となって取組を推進

1

医療機関の負担を分散し、オール秋田で県民に必要な医療を提供できる体制の構築

可能な限り多くの医療機関で感染症医療を担い、直接的な診療が困難な医療機関は、診療を行う医療機関を補完する役割を担うなど、オール秋田で新興感染症に対応する医療提供体制を構築する。

2

有事を見据えた平時からの連携・情報共有体制の構築

平時から、医療機関、関係団体、行政機関等が「顔の見える関係」を築き、新興感染症発生時において、連携しながら活動できるような体制を構築するとともに、関係者が常に最新の情報にアクセスできるような情報共有の仕組みを構築する。

3

高齢者施設等の社会福祉施設における感染症対策の支援強化

平時から、社会福祉施設の感染症対応能力を高め、感染症発生時に速やかに感染拡大防止にかかる支援を行う体制づくりや、施設内療養時において適切な対応が行われるよう、医療機関との連携を促すなどの感染症対策の支援を強化する。

4

保健所および健康環境センター*の体制強化

新興感染症発生・まん延時に保健所業務がひっ迫しないよう、また、流行初期から病原体の検査が円滑に実施されるよう、人的・物的両面において、計画的に保健所及び健康環境センターの体制強化を図る。

*健康環境センター：県の保健衛生行政の科学的・技術的中核機関としての役割を担う組織

■ 新興感染症に備えるための体制の確保

▶ 病原体等の検査の実施体制および検査能力の向上

- 保健所の人員・機器等の体制整備

▶ 患者移送のための体制

- 消防機関や民間事業者と必要に応じて協定を締結
- 県と連携し、医療機関の受入れ体制の情報を関係機関で共有する枠組みの整備を検討

▶ 外出自粛対象者等の療養生活等の環境整備

- 健康観察および食料品の支給等の生活援助について、医療関係団体や民間事業者への委託を活用しながら、実施する体制を確保

▶ 人材の養成および資質の向上

- 保健所職員の県外研修等への積極的な参加を促し、市でも研修会を開催
- 医療機関でも、自施設の医療従事者に対し研修や訓練を実施
- 社会福祉施設向けの研修会を開催するとともに、県と連携し、各施設が自立して効果的な研修を開催できるよう支援

▶ 保健所体制の強化

- 積極的疫学調査等の専門的な業務を十分に実施できるよう、人員体制・設備を整備
- 外部委託できる業務を整理し、平時から準備
- 県と連携し、IHEAT*による支援をスムーズに受けられるよう、IHEAT要員の拡大を図るとともに、平時から実践的な訓練を実施

*IHEAT:潜在保健師等を登録して支援要請のあった保健所等に派遣する仕組み

対応する感染症について

これまでの対応の教訓を生かすことができる新型コロナウイルス感染症への対応を念頭に体制を確保する。

■ 主な目標値

区分	指標	流行開始(発生の公表)から1か月間		流行初期(発生の公表から3か月程度)		流行初期以降(発生の公表から3か月程度経過後)	
		目標値	考え方	目標値	考え方	目標値	考え方
検査体制	保健所のPCR検査実施能力(件/日)	—	—	100	新型コロナ対応の最大値	100	新型コロナ対応の最大値
	保健所の検査機器数(台)	—	—	3		3	
保健所体制	人員確保数(人/日)	100	新型コロナウイルスがオミクロン株に変異したいわゆる「第6波」と同規模の感染が発生した場合の流行開始から1か月間の業務量に対応	—	—	—	—
	即応可能なIHEAT要員の確保数(人/日)	15		—	—	—	—